表一吉田学園高等専修学校商業実務高等課程経理科の項中「平成六年四月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表六山形デザイン専門学校文化教養高等課程インテリアデザイン科の項中「平成六年三月一日」の下に「（平成十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表山形デザイン専門学校文化教養高等課程グラフィックデザイン科の項中「平成元年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

山形デザイン専門学校文化教養高等課程総合デザイン科	平成十三年四月一日（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表七磐城ファッションビジネス専門学校服飾・家政高等課程ファッションビジネス科の項中「平成十二年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十北関東造形美術専門学校文化教養高等課程造形工学科の項中「平成元年三月一日」の下に「（平成十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表渋川家政高等専修学校家政高等課程家政科の項の次に次のように加える。

専修学校群馬芸術学園文化教養高等課程造形工学科	平成十二年六月一日

表十一大宮文化デザイン専門学校服飾・家政高等課程ファッションデザイン科の項中「平成十五年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表川口文化服装専門学校家政高等課程服装科昼間部の項中「平成元年四月一日」の下に「（平成七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表川口文化服装専門学校家政高等課程和裁科昼間部の項の次に次のように加える。

川口文化服装専門学校服飾・家政高等課程服装科昼間部	平成七年四月一日

表十一川口簿記専修学校商業実務高等課程簿記高等科の項中「平成五年三月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十二専門学校船橋中山学園商業実務高等課程商業高等科の項中「平成十年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校船橋中山学園商業実務高等課程商業ビジネス科の項、専門学校船橋中山学園服飾家政高等課程服飾高等科の項及び専門学校船橋中山学園服飾家政高等課程服飾ビジネス科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表本木家政専門学校高等課程生活教養科の項中「平成二年三月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三グレッグ外語専門学校新宿校外国語高等課程英語科の項中「平成十二年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表調布家政専門学校家政高等課程被服学科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京航空専門学校工業高等課程総合技術科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京航空専門学校工業高等課程トータルテクノロジー科の項中「平成二十年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表府中女子専門学校家政高等課程服装科の項中「平成六年四月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表町田調理師専門学校衛生高等課程調理師科の項中、「衛生高等課程」を「調理師高等課程」に改め、同表宮川文化服装専門学校服飾高等課程服装科の項中「平成元年三月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十四岩谷学園高等専修学校工業高等課程電気工事士科の項中「平成十三年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十七一輝星高等専修学校文化・教養高等課程ＩＴカルチャー科の項、一輝星高等専修学校文化・教養高等課程国際カルチャー科の項、一輝星高等専修学校文化・教養高等課程スポーツカルチャー科の項及び一輝星高等専修学校文化・教養高等課程人間カルチャー科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十二名古屋社会福祉・服飾専門学校服飾・家政高等課程被服科の項中「平成七年四月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表名古屋福祉・服飾専門学校服飾・家政高等課程生活文化科の項の次に次のように加える。

名古屋福祉・服飾専門学校服飾・家政高等課程被服科	平成十四年四月一日（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表二十二ブライド専門学校家政高等課程洋裁科の項中「昭和六十二年三月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十三三重高等商業専修学校商業実務高等課程経理実務科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

三重高等商業専修学校商業実務高等課程国際ビジネス科	平成十六年四月一日

表二十六秋桜専門学校工業高等課程情報総合科の項中「平成十二年四月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

新大阪自動車専門学校商業実務高等課程自動車科	平成二十年四月一日
新大阪自動車専門学校商業実務高等課程総合学科	平成二十年四月一日

表二十六天王寺経理専門学校経理高等課程ＯＡ情報システム科の項を次のように改める。

天王寺経理専門学校経理高等課程ＯＡ情報システム科	平成十二年四月一日（平成十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
	平成十八年四月一日

表二十六天王寺経理専門学校高等課程経理科の項の次に次のように加える。

天王寺経理専門学校文化・教養高等課程グラフィックデザイン科	平成十八年四月一日

表二十六天王寺デジタルコミュニケーション専門学校経理高等課程ＯＡ情報システム科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表天王寺デジタルコミュニケーション専門学校文化・教養高等課程グラフィックデザイン科の項中「平成十四年三月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表なんばデザイナー学院専門学校デザイン高等課程デザイン高等科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表日本モータースポーツ専門学校新大阪校商業実務高等課程自動車科の項及び日本モータースポーツ専門学校新大阪校商業実務高等課程総合学科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表阪神家政高等専修学校被服高等課程被服科の項中「平成八年四月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。